

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○昭和四十八年宮城県告示第八百二十四号(県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定)の一部改正

○保安林の指定

○保安林の指定の解除の予定

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

○都市計画事業の認可

○構造計算適合性判定機関の変更の届出

公 告

○県営土地改良事業計画の変更

○開発行為に関する工事の完了(二件)

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

収用委員会

○国道三百九十八号大瓜事件の審理の開始

告 示

○宮城県告示第七百二十一号

昭和四十八年宮城県告示第八百二十四号(県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十八年十月十日から施行する。

平成二十八年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県民の森緑地環境保全地域の項中「仙台市と富谷町」を「仙台市と富谷市」に、「富谷町農道」を「富谷市農道」に、「富谷町道」を「富谷市道」に、「富谷町と仙台市」を「富谷市と仙台市」に、「富谷町林道」を「富谷市林道」に、「大和町と富谷町」を「大和町と富谷市」に、「富谷町、」を「富谷市」に改める。

○宮城県告示第七百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十八年九月六日

一 保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字長柴三の三(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町吉田浜字寺山一三の一

二 保安林として指定された目的

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名所又は旧跡の風致の保存
三 解除の理由
指定理由の消滅

○宮城県告示第七百二十四号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。
平成二十八年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市朝日土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市朝日一丁目二番地

三 設立認可の年月日

平成二十年八月十五日

四 変更認可の年月日

平成二十八年八月三十日

○宮城県告示第七百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業について次のとおり認可された。
平成二十八年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画法事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画緑地事業

2 名称

一号 矢本海浜緑地

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分
宮城県東松島市大曲字下台地内
2 使用の部分
なし

○宮城県告示第七百二十六号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。
平成二十八年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

株式会社建築構造センター

二 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(一) 東京都新宿区新宿一丁目八番一号

(二) 仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号

(三) 福島県郡山市中町十一番五号

(四) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

(五) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番十九号

(六) 千葉県船橋市葛飾町二丁目四百二番地三

三 変更しようとする年月日

平成二十八年九月一日

公 告

○県営田中地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。
平成二十八年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要

別冊のとおり

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年九月六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 多賀城市山王字山王四区八十九番三、九十一番一
 仙台市宮城野区榴岡三丁目四番一号
 セキスイハイム東北株式会社

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 平成二十八年九月六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼市赤岩杉ノ沢三番、三番一、四番、六番の一部、八番三、八番五、八番六、九番一の一部、十番一、十三番一、十四番一、十八番一、十八番十四、十九番一、二十二番一、二十二番二、二十二番三、二十三番一、二十三番二、二十三番三、二十六番一の一部、二十六番四、二十六番五、二十七番二の一部、二十七番五の一部、二十七番六、三十番二の一部、三十一番一の一部、三十四番二の一部、三十四番三の一部、三十五番二の一部、三十五番三、三十七番一の一部、三十七番三の一部、三十八番一の一部、三十八番二の一部、三十八番三、三十八番五の一部、三十八番六、三十九番一の一部、三十九番二の一部、三十九番四の一部、四十番一の一部、四十番三の一部、四十一番二の一部、四十二番二、四十三番二、四十四番一の一部、四十五番一の一部、四十六番一、四十六番二の一部、四十七番三、四十七番七の一部、四

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市

十七番八、四十八番一、四十九番二の一部、五十番一の一部、五十一番一、五十一番二、五十二番、五十三番、五十四番一、五十四番二、六十番一、六十番五、六十番六、六十一番、六十二番、六十三番一、六十三番六、六十三番七、六十三番八、六十三番九、六十四番三、六十五番二、六十七番三、六十八番三、七十一番三、七十七番四、七十七番五、七十八番五、七十八番六、二番一地先の水の一部、三番一地先の水の一部、三番一地先の水の一部、三番一地先の水の一部、三番一地先の水の一部、二十五番一地先の道の一部、二十六番一地先の道の一部、三十五番一地先の水の一部、三十六番一地先の道の一部、三十七番三地先の道の一部、三十七番三地先の水の一部、三十九番一地先の水の一部、三十九番二地先の水の一部、四十番一地先の道の一部、四十七番七地先の道の一部、四十七番八地先の水の一部、四十八番一地先の水の一部、六十二番地先の水の一部、六十三番六地先の水の一部、同赤岩小田九十一番五、九十一番九、九十三番一、九十四番の一部、九十六番一の一部、九十七番一、九十八番、百番、百一番、百二番一、百二番二、百三番一、百三番三、百四番、百五番一、百五番二、百七番二、九十三番一地先の道の一部、九十八番地先の道の一部、九十八番地先の水の一部、九十九番地先の水の一部、九十九番地先の堤の一部、百一番地先の水の一部、百三番一地先の道の一部、百三番一地先の水の一部、百三番一地先の堤の一部、同赤岩平貝九十一番九地先の道の一部

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十八年九月六日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一 日時 平成二十八年九月十二日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 教育功績者表彰について

第二号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第三号議案 職員の人事について

第四号議案 自然の家条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について

第五号議案 自然の家管理規則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第九号

宮城県起業の一般国道三百九十八号改築工事（石巻バイパスⅡ期・宮城県石巻市井内字四番地内から同市井内字五番地内まで）に係る土地収用事件（国道三百九十八号大瓜事件）について、土地収用

法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。
平成二十八年九月六日

宮城県収用委員会

一 日時 平成二十八年十月三日（月）午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 十一階 第二会議室

三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等